

# 石川県公報

平成30年3月30日（金曜日）

号 外

（第 34 号）

## 目 次

規 則			
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課)	1	○開発登録簿閲覧所の設置の一部改正 (同)	1
○建築計画概要書等の閲覧場所の一部改正 (建築住宅課)	1	○建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定の一部改正 (同)	2

## 規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第十四号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十八年石川県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「、白山市」を「、加賀市、白山市」に改める。

別表一メートル以上の項中「加賀市の区域のうち一般国道八号（福井県境から箱宮町ヌ之部で二路線に分岐している区間においては、西側の路線とし、箱宮町交差点までの区間をいう。）及び一般国道三〇五号（箱宮町交差点から小松市境までの区間に限る。）の中心線から北側の区域」を削り、同表一・五メートル以上の項中「加賀市の区域のうち一般国道八号（福井県境から箱宮町ヌ之部で二路線に分岐している区間においては、西側の路線とし、箱宮町交差点までの区間をいう。）及び一般国道三〇五号（箱宮町交差点から小松市境までの区間に限る。）の中心線から南側の区域のうち山中温泉の区域を除いた区域」を削り、同表一メートル以上の項中「加賀市の区域のうち山中温泉の区域」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 告 示

### 石川県告示第140号

建築計画概要書等の閲覧場所（平成19年石川県告示第137号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中「加賀市、能美市」を「能美市」に、「加賀市及び能美市」を「能美市」に改める。

### 石川県告示第141号

開発登録簿閲覧所の設置（平成19年石川県告示第138号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中「加賀市及び能美郡」を「能美郡」に改める。

**石川県告示第142号**

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成19年石川県告示第252号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1中「、白山市」を「、加賀市、白山市」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。